

タイの輸入規制の概要

(平成27年5月1日時点)

1. 輸入規制措置の概要

タイ政府は、日本から輸出される食品のうち、野生動物肉（イノシシ、ヤマドリ及びシカ）について、日本の政府機関が発行する証明書等を求める措置を講じています。

(証明対象・内容)

区分	地域	品目	規制内容
1	47都道府県	野生動物肉（イノシシ、ヤマドリ及びシカ）	<日付証明>（平成23年3月11日より前に生産・加工されたことの証明）
2	3県（福島、宮城、群馬）		<放射性物質検査報告書>（タイの食品中の放射性物質基準（注1）に適合することの証明）（注2）
3	上記3県以外		<産地証明>（生産・加工した地域が3県以外であることの証明）

注1：タイの放射性ヨウ素131は100Bq/kg、放射性セシウム134及び137は合わせて500Bq/kgを超えてはなりません。

注2：放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、輸出することはできません。

2. 留意事項

(1) 放射性物質検査報告書（区分2）

政府機関が発行する証明書は必要なく、タイ側に登録した検査機関作成の検査報告書（英文）の提出により輸入が認められています。

「タイ向けに輸出される食品等に係る放射性物質検査機関一覧」は、農林水産省ホームページに掲載されています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/thai_shoumei.html

(2) 商工会議所による原産地証明書（区分3）

産地証明については、政府機関発行の証明書に加え、各地の商工会議所が発行する産地が記載された原産地証明書も認められています（ただし、一部商工会議所においては、取扱をしていないケースがありますので、御留意ください）。